栗東市在宅要介護高齢者等紙おむつ費用助成事業協定書

栗東市（以下「発注者」という。）と

（以下｢受注者｣という。）は、次の条項により協定を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

1. 発注者と受注者は、栗東市介護保険条例（以下「条例」という。）並びに栗東

　市介護保険条例施行規則（以下「規則」という。）及び栗東市在宅要介護高齢者等紙

おむつ費用助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、標記事業の円滑な

実施を図るものとする。

1. 受注者は、利用者が第3条の定める紙おむつ購入にあたって、条例第9条及び

要綱第7条に定める、栗東市在宅要介護高齢者等紙おむつ費用助成券（以下｢助成券｣という。）の利用の申し出があったときは、商品券の金券と同様に取扱うものとする。ただし、現金との引き換えおよび紙おむつの代金を超えた額の助成券の受取りはできないものとする。

1. 助成券で販売できる紙おむつの種類は次に掲げるものとする。

　（１）成人用紙おむつ　　（２）成人用紙パンツ　　（３）尿取パット

1. 助成券の利用があったときは、受注者は助成券が偽造されたものでないこと、

また、利用期間内であることを確認しなければならない。

２　受注者が、前項の確認を怠ったため、偽造券や利用期間以外の助成券での販売による請求があった場合については、発注者は、当該助成券にかかる助成金（以下「助成金」という。）を支払わないものとする。

３　受注者が第3条及び条例第7条並びに要綱第4条に定める紙おむつ以外を助成券で販売する等、不正行為による販売の事実が判明した場合においては、発注者は、受注者に対し助成金を支払わないものとするとともに受注者の指定業者の指定を取り消し、今後本事業における指定を行わないものとする。またこの場合、発注者が助成券の助成決定を受けた者に、受注者の指定を取り消したこととその理由を通知しても、受注者は異議を唱えられないものとする。

1. 受注者は利用のあった助成券には利用年月日を記入しなければならない。
2. 受注者は、助成金の請求にあたっては、規則及び要綱で定める請求書に当月分

の助成券を添え、翌月の１０日までに請求するものとする。

1. 発注者は、請求書を受け取ったときは、３０日以内に代金を支払うものとする。
2. 受注者(受注者が雇用する職員を含む)は、業務の運営上知り得た個人情報、お

よび事業の事実上知り得た秘密等を他に漏らしてはならない。

1. 発注者は、必要と認めるときは、受注者に必要な調査をおこない、報告を求め

ることができる。

第１０条　受注者から指定業者の指定取り消しの申し出があった場合、発注者は、審査内容の結果、指定を取り消すことができるものとする。

第１１条　この協定書の有効期間は、　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日ま

でとする。

第１２条　この協定書に定めない事項、また、この協定書の事項について疑義が生じた場合は、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

　以上の協定を締結するため、本書２通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各自１通を保持する。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　発注者　　　滋賀県栗東市安養寺一丁目１３番３３号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　栗東市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　栗東市長　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　受注者

　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　代表者職名　氏名　　　　　　　　　　　　印